

国民健康保険の高額療養費 限度額が変わります

平成26年
12月まで

高額療養費制度とは、病気やケガの治療費が高額になり、一定の額を超えてしまったときに、その超えた費用を支給してくれる制度です。

限度額は、年齢や所得によって異なりますが、平成27年1月診療分から70歳未満の方の限度額が変わります。

自己負担限度額(月額)

所得区分	3回目まで	4回目以降 ※
上位所得者	150,000円 + 医療費が500,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	83,400円
一般	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※過去12か月以内に、同一世帯での支給が4回以上あった場合の4回目以降の限度額です。

平成27年
1月から

70歳未満の人の自己負担限度額が変わります!

自己負担限度額(月額)

平成27年1月からの所得区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者	総所得金額等※が901万円を超える 252,600円 + 医療費が842,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	140,100円
	総所得金額等が600万円を超え901万円以下 167,400円 + 医療費が558,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	93,000円
一般	総所得金額等が210万円を超え600万円以下 80,100円 + 医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%	44,400円
	総所得金額等が210万円以下(住民税非課税世帯を除く) 57,600円	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※「総所得金額等」とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の所得金額のことです。

○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎(84)1965 (直通)